

5 相 続 税

5-1 課 税 状 況

(1) 本年分の課税状況

区 分	相続人の数		金 額	
	人	千円	人	千円
取得財産価額	38,330		4,093,374,123	
相続時精算課税適用財産価額	14		401,835	
債務控除額	20,166		622,248,108	
暦年課税分贈与財産価額	3,604		16,847,326	
課 税 価 格	実	38,301	3,488,358,033	
相続税額	算 出 税 額	38,005	724,207,890	
		2 割 加 算 額	3,188	6,125,245
	計	実	38,005	730,333,135
税 額 控 除	暦年課税分贈与税	1,758	4,040,240	
	配偶者	6,139	188,903,822	
	未成年者	535	668,784	
	障害者	538	639,667	
	相次相続	1,589	5,923,233	
	外国税額	38	1,884,990	
	計	実	10,010	202,060,736
差 引 税 額	実	33,778	528,272,399	
相続時精算課税分贈与税額控除額		2	17,019	
差 引 税 額		33,778	528,255,381	
納 税 猶 予 額		658	42,276,661	
納 付 税 額	実	33,451	485,978,720	
災害減免法による免除税額		-	-	
遺産に係る基礎控除額		12,497	1,038,580,000	

調査対象等：

平成15年中に相続又は遺贈により財産を取得した者について、平成16年10月31日までの申告又は処理（更正・決定等）により納付すべき税額のある者（同一被相続人について納付すべき税額のある者とならない者がいる場合には、納付すべき税額のない者及び遺産に係る暦年課税分贈与税額控除等の税額控除並びに相続時精算課税分贈与税額控除額により納付すべき税額のない者を含む。）

- (注) 1 「遺産に係る基礎控除額」欄の人員は被相続人の数である。
2 「相続人の数」欄の「実」は実人員を示す。

(2) 加 算 税

区 分	過少申告加算税		無申告加算税		重 加 算 税	
	相続人の数	金 額	相続人の数	金 額	相続人の数	金 額
	人	千円	人	千円	人	千円
本 年 分	387	45,723	203	18,865	21	25,533
過 年 分	7,762	1,958,652	614	190,087	829	1,602,582
合 計	8,149	2,004,375	817	208,952	850	1,628,115

調査対象等

本年分：「(1)本年分の課税状況」に同じ

過年分：平成14年中に相続又は遺贈により財産を取得した者については平成15年11月1日から平成16年6月30日まで、平成13年以前に相続又は遺贈により財産を取得した者については平成15年7月1日から平成16年6月30日までの申告又は処理（更正・決定等）により納付すべき税額のある者（同一被相続人について納付すべき税額のある者とならない者がいる場合には、納付すべき税額のない者及び遺産に係る贈与税額控除等の税額控除により納付すべき税額のない者を含む。）

(3) 課税状況の累年比較

区 分	相 続 人 の 数			課税価格	相続税額	税額控除	納付税額	被相続人
	納税額のあるもの	納税額のないもの	計					
	人	人	人	百万円	百万円	百万円	百万円	人
11	39,751	5,591	45,342	4,596,399	1,192,116	349,644	759,016	14,083
12	36,899	5,084	41,983	4,070,069	998,425	290,457	643,915	13,237
13	35,262	5,041	40,303	4,081,478	1,082,949	345,215	675,457	12,742
14	33,688	4,690	38,378	3,648,678	896,954	253,383	580,850	12,359
15	33,451	4,850	38,301	3,488,358	730,333	202,061	485,979	12,497

(4) 申告及び処理の状況

区 分	課 税 価 格		納 付 税 額		被相続人の数	
	相続人の数	金 額	相続人の数	金 額		
	人	千円	人	千円	人	
本 年 分	申 告 額	38,331	3,482,479,230	33,481	485,073,249	12,497
	修正申告による増差額	917	12,803,367	1,753	3,473,113	714
	更正による増差額	3	102,771	4	16,952	2
	更正等による減差額	444	△7,027,335	697	△2,584,595	289
	決 定 額	—	—	—	—	—
	計	実 38,301	3,488,358,033	実 33,451	485,978,720	実 12,497
過 年 分	申 告 額	303	12,075,496	280	670,263	135
	修正申告による増差額	6,444	104,990,695	10,596	28,826,190	3,913
	更正による増差額	91	66,990,138	126	3,173,802	56
	更正等による減差額	2,569	△134,123,529	3,314	△20,648,670	1,287
	決 定 額	15	925,117	16	190,521	12
	計	実 308	50,857,917	実 551	12,212,105	実 143
合 計	申 告 額	38,634	3,494,554,726	33,761	485,743,512	12,632
	修正申告による増差額	7,361	117,794,062	12,349	32,299,303	4,627
	更正による増差額	94	67,092,909	130	3,190,754	58
	更正等による減差額	3,013	△141,150,864	4,011	△23,233,264	1,576
	決 定 額	15	925,117	16	190,521	12
	計	実 38,609	3,539,215,950	実 34,002	498,190,825	実 12,640

調査対象：(2)と同じ

(注) 「相続人の数」欄の「実」は実人員を示す。

(参 考)

相続税の税率等 (平成 15 年分)

法定相続分に応ずる取得金額	1,000万円以下	3,000万円以下	5,000万円以下	1億円以下	3億円以下	3億円超
税 率 (%)	10	15	20	30	40	50
控除額 (万円)	—	50	200	700	1,700	4,700

(使用方法) 法定相続分に応ずる取得金額×税率－控除額＝相続税の総額の基となる税額